

インターネット取引取扱規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、お客さまがインターネットおよび携帯端末その他これに類する通信機器を利用した水戸証券株式会社(以下、「当社」といいます。)の証券取引その他当社が提供するサービスを利用した水戸ネット取引(以下、「本サービス」といいます。)、および当社の取扱う商品の取引の注文(以下「取引注文」といいます。)に付随する業務の取扱いを定めるものです。

(本サービスの利用)

第2条 お客さまは、以下のすべての事項に該当する場合に取引注文について本サービスをご利用になれます。

- (1) お客さまが日本国内に居住している個人であること。
 - (2) お客さまは、当社所定の申込書に必要事項を記入、署名し当社が指定する本人確認書類を添えて当社に提出することにより申込みを行い、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定」等に基づく本人確認手続きを行い、これらを当社が承認した場合。
 - (3) お客さまが、本サービスを利用するのに必要な通信機器およびその他のシステム機器を保有されるか利用可能であり、かつネットワーク回線・通信回線およびその他の通信手段が利用可能であること。
- 2 当サービスは、当社が申込を受付け、所定の手続きを完了した時以降に利用することができます。また、お客さまがご利用時に使用する当社登録の部店コード・口座番号およびお客さまが登録されるパスワードが一致した場合に利用することができます。

(法令などの遵守)

第3条 お客さまの本サービス利用にあたっては、お客さまならびに当社は、この規定によるほか、法令ならびに日本証券業協会および金融商品取引所の諸規則を遵守するものとします。

(自己責任の原則)

第4条 お客さまは証券取引のリスクおよび本サービスの特殊性を理解したうえで、本規程の内容を十分把握し、自らの責任と判断において当社との取引を行うものとします。

(利用時間)

第5条 お客さまが本サービスを利用できる時間は、当社が定める時間とします。

(取引の種類)

第6条 お客さまが本サービスを利用して取引注文を行える商品および取引の種類は、当社が定めるものとします。

(取扱銘柄)

第7条 お客さまが本サービスを利用して取引注文を行える銘柄は、当社が定める銘柄とします。ただし、金融商品取引所等が売買を規制している銘柄および当社が自主的に売買を規制している銘柄については、本サービスの利用ができない場合があります。

(注文数量の範囲)

第8条 お客さまが本サービスを利用して当社の売付の取引注文を行える数量は、当社がお客さまからお預りしている数量の範囲内とします。

2 お客さまが本サービスを利用して当社に買付の取引注文を行える金額は、預り金の範囲内かつ当社が定める金額の範囲内とします。この金額の計算は、当社の定める方法によって行うものとします。

(注文有効期間)

第9条 お客さまが本サービスを利用した取引注文の有効期間は、商品毎に当社が定めるものとします。

(注文の受付)

第10条 お客さまが本サービスを利用して委託された取引注文は、次の各号に定める時点で受付とさせていただきます。

(1) インターネットを利用して行う取引注文は、注文内容入力後、お客さまが確認をされ、その入力内容を当社が受信した時点。

(2) 電話を利用して行う取引注文は、当社のオペレーターがお客さまに代わり注文内容入力後、復唱確認した時点。

2 当社は、取引注文の内容が次のいずれかに該当する場合は、当該注文の受付を行いません。

(1) お客さまの取引注文が本規定第6条、第7条、第8条、第9条に定める事項のいずれかに反している場合。

(2) お客さまの取引口座において、立替金が発生している場合、委託保証金、委託証拠金が不足している場合。

(注文の取消・変更)

第11条 お客さまの取引注文の取消、変更は、当社が定める商品・時間内に限り、お客さまが本サービスを利用することにより行うことができます。

(注文の執行)

第12条 お客さまが本サービスを利用した取引注文は、法令、諸規則および各商品の約款等に従い、お客さまが注文を行った時以降、最初に可能となる時に、執行します。

2 当社は取引注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、お客さまに通知することなくその執行をしないことがあります。なお、取引注文を執行しないことにより生じるお客さまの損害については、当社はその責を負わないものとします。

(1) お客さまが委託された注文取引の内容、あるいは受付後執行するまでに当該注文が本規定第6条、第7条、第8条、第9条に定める事項のいずれかに反することになった場合。

- (2) お客様の指値注文が金融商品取引所等の値幅制限を超える場合。
- (3) お客様の口座に立替金がある場合。
- (4) お客様の取引状況が差金決済取引となる場合。
- (5) お客様の取引注文が公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断した場合。
- (6) その他、当社が取引の健全性に照らし、不相当と判断する場合。

(注文の照会)

第 13 条 お客様が本サービスを利用した取引注文の内容および約定内容を本サービスにより照会することができます。

(手数料)

第 14 条 お客様は、取引の執行に関する手数料として当社が定める方法により計算した額を、当該取引の受渡のときに支払うものとします。

(金銭の受渡方法)

第 15 条 お客様が本サービスを利用した取引注文が成立した場合のご精算は当該商品の決済日にこれを行うものとします。

2 金銭の預け入れおよび引出しは原則として金融機関の振込みで行うこととします。

(免責事項)

第 16 条 当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責を負わないものとします。

- (1) 本サービスのご利用に関し、お客様が使用された部店コード、口座番号、パスワードがお客様ご自身で入力したか否かに拘わらず予め当社に登録されているものとの一致を確認して行った取引。
- (2) 通信機器、回線およびシステム機器の障害。
- (3) 本規定第 12 条による取引。
- (4) 天変地異・政変など不可抗力な事由による損害。
- (5) その他当社の責に帰すことができない事由による損害。

(本サービス利用の解除)

第 17 条 当社は次に掲げるいずれかに該当する場合は、利用申込を解除します。

- (1) お客様が、本サービスの中止を申し出た場合。
- (2) お客様が、本サービスの利用に係る申込書等の記載事項について虚偽の届出を行ったことが判明した場合。
- (3) お客様が、本規定のいずれかの事項に違反した場合。
- (4) その他、やむをえない事由により当社が中止を申し出た場合。

(本サービス利用の禁止)

第 18 条 お客様が本サービスの利用に関し、各種法令および諸規則に接触する場合またはその疑いが強いと当社が判断した場合など本サービスを利用いただくことが不相当と判断した場合は、本サービスの利用をお断りすることがあります。

(届出事項の変更)

第 19 条 お客さまが本サービスの利用に係る申込書等必要書類の記載事項に変更が生じた場合は、書面または電磁的方法による申告にて、当社に遅滞なくお届けください。当社所定の手続きとして必要書類を提出していただくことがあります。

尚、届出がないこと、届出が遅延したことにより生じたお客さまの損害に対しては、当社はその責を負わないものとします。

(規程の変更)

第 20 条 この規定は法令の変更、監督官庁の指示、もしくはその他必要が生じた場合は、変更されることがあります。

付則

- 1 この規定は平成 11 年 9 月 27 日より実施する。
- 2 この規定は平成 13 年 12 月 24 日より実施する。
- 3 この規定は平成 19 年 9 月 30 日より実施する。
- 4 この規定は平成 25 年 8 月 1 日より実施する。
- 5 この規定は令和 6 年 2 月 1 日より実施する。